

議案第78号

山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年8月25日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例
山陽小野田市水道事業給水条例（平成17年山陽小野田市条例第195号）
の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第25条（見出しを含む。）中「消火栓」を「私設消火栓」に改め、同条第3項を削る。

第29条第2項を次のように改める。

2 一定の使用水量を超えて使用する水道の利用者は、管理者が特別に認めた場合に限り、別に定める規定により受水することができるものとする。この場合の水道料金（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）は、1か月の契約水量のうち、1万5,000立方メートル以下の水量については別表に定める水道料金を適用し、1万5,000立方メートルを超える水量については1立方メートルにつき121円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市水道事業給水条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(工事の設計及び施行)</p> <p>第6条 工事の設計及び施行は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が行う。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者(法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。)</u>又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、 <u>この限りでない。</u></p>	<p>(工事の設計及び施行)</p> <p>第6条 工事の設計及び施行は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が行う。</p>
<p>2・3(略)</p>	<p>2・3(略)</p>
<p>(私設消火栓の使用)</p> <p>第25条 <u>私設消火栓</u>は、消防又は消防演習の場合のほか、使用してはならない。</p> <p>2 <u>私設消火栓</u>を消防演習のために使用するときは、</p>	<p>(<u>消火栓</u>の使用)</p> <p>第25条 <u>消火栓</u>は、消防又は消防演習の場合のほか、使用してはならない。</p> <p>2 <u>消火栓</u>を消防演習のために使用するときは、管</p>

は、管理者の指定する職員を立ち合わせなければならない。

(水道料金)

第29条 (略)

2 一定の使用水量を超えて使用する水道の利用者は、管理者が特別に認めた場合に限り、別に定める規定により受水することができるものとする。この場合の水道料金（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）は、1か月の契約水量のうち、1万5,000立方メートル以下の水量については別表に定める水道料金を適用し、1万5,000立方メートルを超える水量については1立方メートルにつき121円とする。

理者の指定する職員を立ち合わせなければならない。

3 第1項の規定による使用で、消防演習に使用するときはその2日前までに、消防に使用したときは速やかに、管理者に届け出なければならない。

(水道料金)

第29条 (略)

2 次に掲げる水道料金は、それぞれの定めにより算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

(1) 消防演習のために消火栓（私設消火栓を除く。）を使用した場合の水道料金は、1回5分ごとに110円とする。

(2) 一定の使用水量を超えて使用する水道の利用者は、管理者が特別に認めた場合に限り、別に定める規定により受水することができるものとする。この場合の水道料金は、1か月の契約水量のうち、1万5,000立方メートル以下の

	<p><u>水量については別表に定める水道料金を適用し、1万5,000立方メートルを超える水量については1立方メートルにつき121円とする。</u></p>
--	--